

法人文書の開示について（回答）

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会

代表 多田 雅史 様

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

令和元年9月4日付けの法人文書開示請求書において、別紙のとおり開示請求を受けましたので、下記のとおり回答いたします。

記

1. 「公益財団法人日本医療機能評価機構へ報告した事実にかかる文書」はございません。
2. 「1. の報告に際して、院内の「医療安全委員会」において、検討・議論した議事録」はございません。
3. 「1. 及び2. について①「原因の究明のための調査及び分析」、②「医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の立案及び実施並びに従業者への周知」、③「改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直し」について、検討・議論した議事録」はございません。
4. 「1. ないし3. について④「医療にかかる安全管理のため、従業者の医療の安全に関する意識、他の従業者と相互に連携して業務を行うことについての認識、業務を安全に行うための技能の向上等を目的として、医療に係る安全管理のための基本的な事項及び具体的な方策についての職員研修を実施すること」及び⑤「医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講じること」に関する検討記録及び実施記録にかかる文書」はございません。
5. 「「国立循環器病研究センター倫理委員会」において分析・検証を実施する義務があるため、分析・検証に関する記録にかかる文書」はございません。
6. 「「国立循環器病研究センター医療安全監査委員会」及び「国立循環器病研究センター倫理委員会」において、大江洋史医師の刑法違反について分析・検証した記録にかかる文書」はございません。
7. 「1. ないし6. について、その分析・検証等にかかる文書が存在しない場合、その根拠を示す文書」は法人文書開示とは趣旨が異なるため、回答できません。

8. 「本件医療過誤事件の損害賠償請求訴訟において、名古屋高等裁判所が判示された後、同判決が確定していないにもかかわらず、貴殿は最高裁判所へ上告せずに、平成30年7月19日、損害賠償金（賠償金117万7330円及び遅延損害金82万4131円の合計200万1461円）を名古屋法務局へ供託した理由について、その理由を記載した貴院の組織内の決裁にかかる文書」は開示いたします。

以上